

流山市防災会議委員公募要領

令和 6 年 1 1 月 1 2 日 決 裁

1 趣 旨

この要領は、流山市防災会議条例（昭和 3 7 年条例第 1 8 号）及び流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針（平成 2 4 年 1 0 月 1 日）に基づき、流山市防災会議委員のうち「市民等」（以下「公募委員」という。）の公募にあたり必要な事項を定めるものです。

2 流山市防災会議の所掌事務

- （１）流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （２）流山市水防計画を調査審議すること。
- （３）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （４）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （５）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 流山市防災会議委員の身分

非常勤特別職（地方自治法第 2 0 2 条の 3 第 2 号及び地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による。）

4 定 数

6 人以内

5 公 募 の 要 件

次の各号のいずれにも該当することです。

- （１）本市内の在住、在勤又は市内の学校に在学している者
- （２）本市の他の審議会等の委員になっていないこと
- （３）市税等に滞納がないこと

6 募集及び応募方法等

(1) 周知

広報ながれやま 11月21日号及びホームページに掲載します。

(2) 募集期間

令和6年11月21日から12月16日まで（必着）

(3) 応募方法

次の書類を作成し、防災危機管理課まで持参または郵送してください。

ア 応募用紙

在勤・在学の方は、それがわかる書類を裏面に添付してください。

イ 小論文

テーマ「私たちができる身近な防災活動」

800字以内（任意様式）

7 選考方法等

(1) 1次選考 応募書類及び作文による書類選考

応募者多数の場合は、2次選考対象者を限定する場合があります。

(2) 2次選考 流山市防災会議公募委員会による面接

(3) 委員の決定

多様な意見等が反映されるように次に掲げる事項を総合的に考慮し、流山市防災会議公募委員会の合議により決定します。

ア 1次試験の評価

イ 2次試験の評価

ウ 男女比率

エ 年齢構成

8 選考日程

(1) 募集期間

令和6年11月21日から12月16日（必着）

(2) 1次選考 令和7年1月上旬～中旬（予定）

(3) 2次選考 令和7年2月4日（予定）

(4) 結果通知 令和7年2月中旬～下旬(予定)

9 報酬

会議出席に対し日額7,200円

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例によります。

10 任期及び開催回数

(1) 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(2年間)

(2) 会議は年1～2回程度、原則として平日の日中の開催。

11 その他

(1) 選考の結果については、応募者全員に文書で通知します。

(2) 応募書類等は返却しません。

(3) 流山市防災会議委員は、市ホームページ等で氏名を公表します。

12 応募及び問い合わせ先

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

流山市市民生活部防災危機管理課(市役所第2庁舎2階)

電話 04-7150-6312

ファクシミリ 04-7158-6696

メール seikatuanzen@city.nagareyama.chiba.jp